

印 紙
4000 円

印

代理店契約書

株式会社デジタルキューブ（以下、「甲」という。）と (以下、
「乙」という。) とは、次のとおり代理店契約を締結する。

第 1 条（代理店の指定）

1. 甲は乙を別途添付する製品目録に記載する製品（以下、「本製品」という。）の代理店として指定し、乙はこれを承諾する。
2. 乙が本製品を販売する地域は日本国内（以下、「本地域」という。）とする。
3. 甲が本製品の改良品もしくは修正品（以下、「改良品等」という。）を製造した場合、改良品等の本地域内での販売に関しては甲乙協議のうえ、乙に優先的に取扱いの依頼をする。

第 2 条（当事者の関係）

乙は、本契約に規定された乙の権限外の行為はできないものとする。また、乙が権限を越えた行為によって生じたいかなるクレーム、責務に対しても甲は責任を負わない。

第 3 条（忠実義務）

甲は乙に対し、本製品の品質を保証し、乙の販売を促進するため、技術サービス、他の援助を誠意をもって行うものとし、乙は甲の指示を遵守し、本製品の販売に最善の努力を払い、販路の拡張、信用の維持、顧客に対するサービス、他の販売活動を忠実に遂行するものとする。

第 4 条（手数料）

1. 乙が集めた注文により甲が本製品を納品した場合には、乙は甲に対し別紙の手数料を支払う。
2. 上記手数料の算定に当たっては、売上総額には課されるすべての税金を含むものとする。
3. 第 1 項記載の手数料は、都度、乙は、Paypal 決済にて第 1 項に規定される手数料を甲の指定する口座に入金するものとする。

第 5 条（代理店の表示）

1. 乙は、本契約の有効期間内に限り、甲の代理店である旨を表示することができる。
2. 本契約が終了したときは、乙は直ちに甲の代理店である旨の表示を中止するものとし、以後、甲の代理店である旨を一切表示してはならない。

第 6 条（代理店の独立性）

乙は、自己の責任でその営業計画および出張計画をたて、かつ実施するものとし、甲によりなんら拘束されるものではなく、本契約にて合意された事項以外は、甲からの指示に従う必要はないものとする。

第 7 条（備品の提供等）

1. 乙は本地域内において本製品を適切に宣伝広告し、その販売を促進する。甲は乙に対し本製品の仕様、性能その他必要な情報を乙に提供する。
2. 甲は前項により乙に提供した一切の情報が正確であり、本製品がそれらに合致していることを保証する。甲が提供した情報の誤りにより顧客との間に紛争が生じた場合、甲は自己の費用と責任をもってこれらを解決し、乙に一切迷惑をかけないものとする。

第 8 条（費用）

本契約に基づく店舗の維持、従業員の雇用、出張、郵便、電話、宣伝費、その他代理店業務の遂行から発生する諸費用に関しては、すべて乙の負担とする。

第 9 条（競業の禁止）

代理店として登録されている期間中および本契約の終了後 1 年間は、乙は、直接または間接を問わず、本製品と競合または類似する甲以外の製品を販売し、あるいは当該競合もしくは類似製品を製造または販売している第三者の代理をしてはならない。

第 10 条（譲渡の禁止）

乙は、甲の書面による事前の同意なく、代理店たる地位もしくは本契約に基づくいかなる権利または義務も、第三者に譲渡しもしくは担保の目的に供してはならない。

第 11 条（売買契約関係）

本製品の売買契約は乙と顧客との間に存在し、本製品の瑕疵その他売買契約上の問題については、甲の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、乙と顧客との間で解決するものとする。

第 12 条（第三者の権利侵害）

1. 乙の本契約による業務遂行の結果、乙の責めに帰すべき事由により、損害賠償等の法的問題が生じたときは、乙の費用と責任において迅速に問題を処理するものとする。
2. 甲が、前項に起因して第三者に対し損害賠償金を支払った場合、甲は、乙に対し、解決を依頼した専門家への費用等を含め全額を求償することができる。

第 13 条（商標）

1. 乙は本製品を本地域内で販売するため、別途添付する製品目録に記載する甲の商標

権（以下、「本件商標権」という。）を無償で使用することができる。

2. 甲は乙に対し、本件商標権を甲が保有し、その使用許諾を行う正当な権限を有しており、本件商標権が第三者のいかなる知的財産権も侵害しないこと、かかる使用許諾を行うことについて法律上、契約上何らの制限も有していないことを保証する。
3. 本件商標の使用により第三者から知的財産権その他の権利侵害について請求がなされた場合、甲は自らの費用と責任においてこれらを解決し、乙に一切迷惑をかけないものとする。これにより乙が損害を被った場合はすべて甲が賠償しなければならない。

第14条（情報・報告）

乙は甲に対して、月ごとに、または甲が必要と認めた場合には、次の各号に定める事項について書面で報告するものとする。

- (1) 本製品に関する苦情の有無、苦情があった場合はその具体的な内容。
- (2) 次年度の販売予測に関する年次報告書。

第15条（秘密保守義務）

1. 乙は本契約において知り得た甲の業務上の秘密を第三者に漏洩してはならない。ただし、次の各号に該当するものは除く。
 - (1) 既に公知のものである情報。
 - (2) 甲より開示を受けた時点で、既に正当に保有していた情報。
 - (3) 甲より開示を受けた後、乙の責によらず公知となった情報。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から開示を受けた情報。
 - (5) 法令や政府機関の規則により開示が要求されたときに当該要求に応じて開示する場合。
2. 前項の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

第16条（秘密保守義務違反による損害賠償）

乙が前条に規定する秘密情報を故意または重大な過失により漏洩し、甲に損害が生じた場合、甲は乙に対し損害賠償および甲が必要と認める措置を請求できるものとする。

第17条（知的財産権）

1. 本製品に関する特許権・実用新案権・意匠権・著作権等の知的財産権は、すべて甲に帰属する。本契約はいかなる意味においても本製品の知的財産権の甲から乙又は第三者への移転を内容とするものではなく、また、本製品につき乙又は第三者に対し独占的な使用許諾を与えるものでもない。
2. 乙は、事前の甲の書面による承諾なく、前項の知的財産権を使用してはならない。

第18条（契約期間）

本契約の有効期間は、本契約締結日から 1 年間とする。

ただし、有効期間満了日の 2 週間前までに、甲乙いずれからも解除の意思表示がない場合には、本契約は同一条件をもってさらに 1 年間継続するものとし、それ以降も同様とする。

第 19 条（通知事項）

乙において会社合併、営業の譲渡、組織変更その他経営上重大な変更をなさんとするときは予め甲の書面による承諾を得なければならない。また、乙において会社役員の更迭その他重要事項に変更を生じたときは乙は直ちに甲に通知するものとする。

第 20 条（任意解除等）

1. 甲及び乙は、2か月前の書面による予告を相手方になすことにより、本契約を解除することができる。
2. 甲または乙の前項による解約が相手方の不利な時期において契約を解除したときは、甲または乙はその損害を賠償する責に任ずる。但し、やむを得ない事由があるときはこの限りでない。
3. 甲は自己の都合により乙に対し相当の予告期間をもって取引限度額を減額し、または取引を一時停止あるいは本契約を解除することができる。この場合甲は乙に対しこれらの損害賠償の責を負わない。

第 21 条（契約違反による解除）

甲または乙は、相手方がその責に帰すべき事由により、本契約の条項のいずれかを履行しない場合は、相手方に対して相当の期間を定めて書面による催告を行い、なお履行がないときは、書面による通知をもって本契約を解除することができる。

なお、この場合でも、甲または乙が損害賠償請求することを妨げない。

第 22 条（乙の事由による契約の解除）

1. 甲は、乙につき次の各号に該当する事由が生じたときは、乙に対して何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できるものとする。
 - (1) 乙に重大な過失または背信行為があったとき。
 - (2) 乙が、差押または仮差押を受けたとき、仮処分、租税滞納処分等の処分を受けたとき、または、整理、民事再生手続、会社更生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら、整理、民事再生手続、会社更生手続の開始もしくは破産申立をしたとき。
 - (3) 乙が自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手につき不渡処分を受ける等手形交換所の取引停止処分を受けたとき、または支払停止状態に至ったとき。
 - (4) 第 14 条に規定する甲への通知なくして解散、合併、営業譲渡または重要な一部の営業譲渡が決議されたとき。

(5) 経営状態が悪化したとき、または悪化するおそれがあると認められるとき。

2. 前項の場合において甲に損害が生じた場合には、乙はこれを賠償しなければならない。

第 23 条（別途協議）

本契約に定めていない事項および本契約の解釈については甲乙間互いに誠意をもって、その都度協議決定するほか、従来の取引実情および一般慣習に従うものとする。

第 24 条（管轄裁判所）

本契約により生ずる権利義務に関するすべての紛争については、甲の本店所在地を管轄する裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判とする。

本契約の成立を証するため、本書 2 通作成し、甲、乙が各自記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2009 年 月 日

甲（本店） 兵庫県神戸市中央区港島 9 丁目 1 番地

（会社名） 株式会社デジタルキューブ

（代表者） 小賀 浩通 印

乙（本店）

（会社名）

（代表者） 印